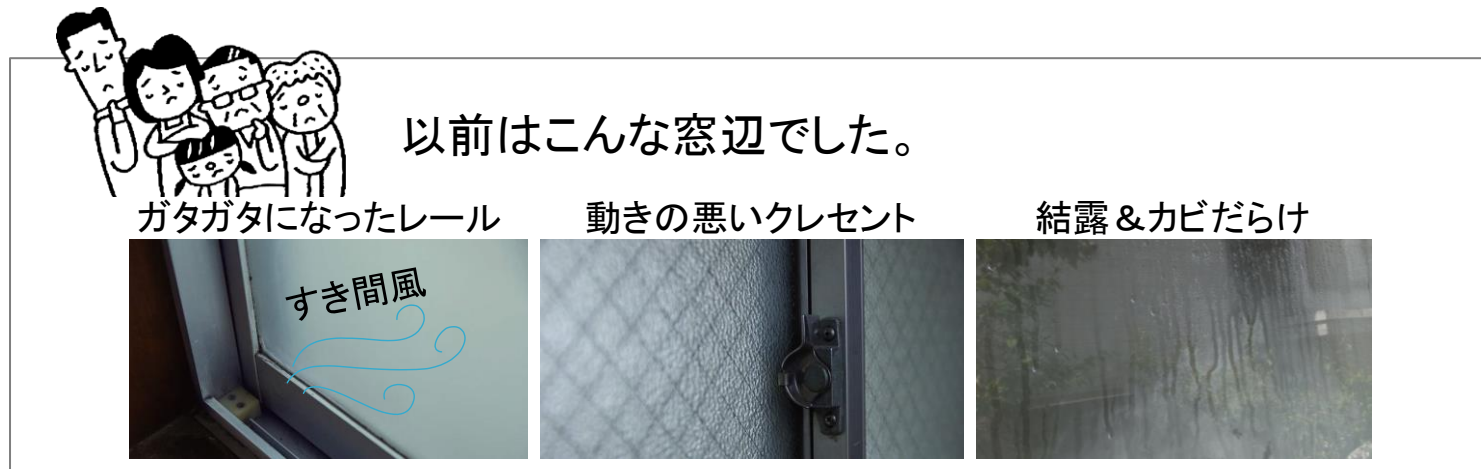


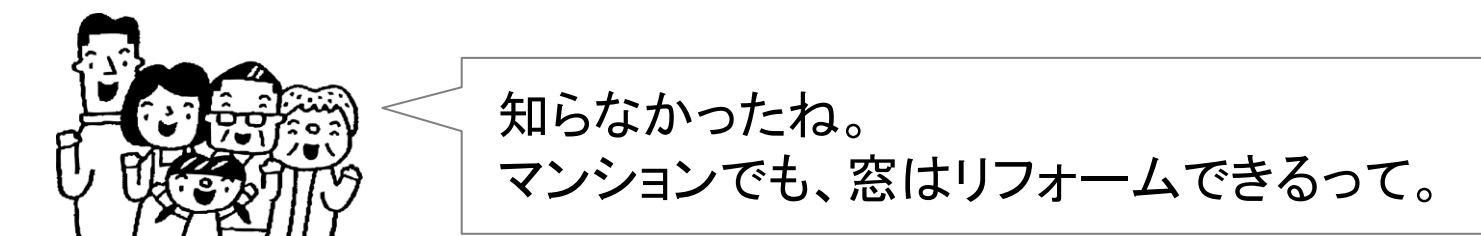
「マドリモ断熱窓マンション用」は、マンションの「戸別改修」に最適なリフォーム商品です。

マンションのリフォームには修繕積立金によりマンション全体で行う「大規模修繕」と、区分所有者(居住者)の費用により単独で行う「戸別改修」があります。「マドリモ断熱窓マンション用」は、戸別改修を対象とした窓リフォーム商品です。



「マドリモ断熱窓マンション用」の特長

- POINT1 騒音・振動の少ない**カバー工法**
- POINT2 性能室内側からの施工により**足場が不要**
- POINT3 **2時間～半日**の省施工
- POINT4 **10階程度**の中層階に対応する耐風圧性(S-5)・水密性(W-5)
- POINT5 **個別防火**認定取得予定



マンションの窓は共有部分。でも、管理組合に申請し、承認されればリフォームは可能です。

Q: マンションの共用部分は勝手リフォームできないはずだけど、窓は共用部分？ 専有部分？

A: 窓のサッシや窓ガラスは共用部分です。

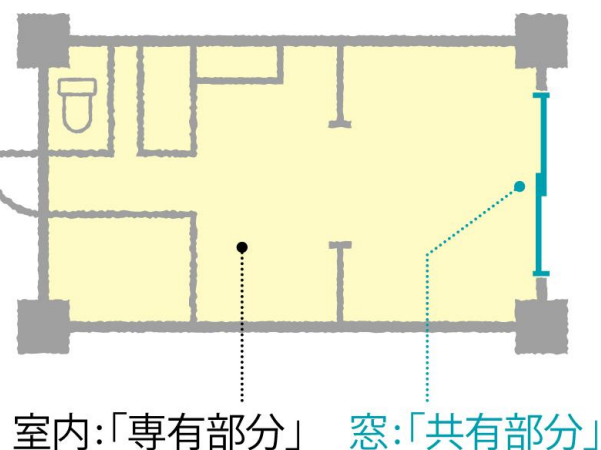
Q: 共有部分なら、マンションの大規模修繕を待った方がよいのでは？

A: 大規模修繕で窓を交換するケースはほんのわずか。

Q: マンションの窓を変えたい場合、どうすればいいの？

A: まずはお住まいの管理組合に申請を。

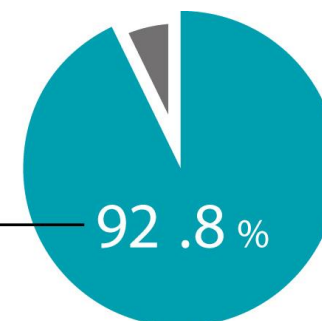
管理規約の確認が必要ですが、国交省が公表する『マンション標準管理規約』では窓のサッシや窓ガラスは共用部分と定義されています。修繕費用は管理組合が負担することになり、大規模修繕などでマンション単位で改修されることとなります。



築20年以上のマンションでも9割以上のマンションは大規模修繕で窓の改修が行われておらず、不具合を抱えながら生活されている方が多くいらっしゃいます。

Q: 大規模修繕で窓を交換したことがありますか？

交換していない ——— 92.8%



平成28年に国交省よりマンション管理の適正化に関する指針が告示され、その中に区分所有者の責任と負担で窓の修繕ができることが明記されています。細則の定めがなくても、各区分所有者は理事会の承認に基づいて開口部の工事が可能になりました。